(三)　以上のとおり、本団体の閉鎖性、欺まん性は、本件観察処分決定以降、全く改善されていない上、「ひかりの輪」の設立表明を経て組織構成・活動形態等が変化したことなども影響し、本団体全体の実態を把握することは、依然として難しい状況にあり、本件観察処分がその期間を満了して終了し、立入検査や報告徴取が不可能となった場合には、その活動状況を明らかにすることは極めて困難となる。

これに加えて、本団体が、現在も一般社会と融和しない独自の閉鎖社会を構築し、無差別大量殺人行為に関する危険な要素を堅持し続けていることからすれば、観察処分が終了すれば、両サリン事件当時と同様に、閉鎖社会の中で秘密裏に無差別大量殺人行為に結び付く危険な要素を増大させるおそれが大きいと言わざるを得ない。その場合に、立入検査や報告徴取を行うことができなければ、危険な要素の増大を適時的確に把握して法第八条に基づく再発防止処分を行うことができなくなることも懸念される。

更に付言すると、「ひかりの輪」が観察処分を免れることになれば、「ひかりの輪」は、再び麻原を前面に出し、麻原に対する絶対的帰依を明示的に強調する活動を開始するおそれがあるところ、その場合に、観察に付されている「Aleph」から「ひかりの輪」へと構成員が大量に流入するなど、法による無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制の実効性が失われる事態にもなりかねない。

以上のことを総合すると、本団体に対しては、本件観察処分の期間を更新し、本団体の活動状況を継続して明らかにする必要性があることは明白である。

三　陳述書の提出先及び提出期限

1　陳述書の提出先

東京都千代田区霞が関一丁目一番一号

中央合同庁舎六号館赤れんが棟

公安審査委員会

2　陳述書の提出期限

平成二十三年十二月二十日

○文化庁告示第六十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき法人として、同表下欄に掲げる法人を指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年十二月六日

文化庁長官　近藤　誠一

上欄	下欄	
名称	指定告示	法人名
水戸徳川家墓所	平成十九年文部科学省告示第百三号	公益財団法人徳川ミュージアム（東京都）

○厚生労働省告示第四百四十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十六条第二項の規定に基づき、次の健康保険組合の解散を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十八条の規定により告示する。

平成二十三年十二月六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

一　健康保険組合の名称　聚楽健康保険組合

二　事務所の所在地　東京都文京区湯島一丁目二番四号

三　設立事業所の名称及び所在地　株式会社聚楽　東京都文京区　外六事業所

四　認可の年月日　平成二十三年十一月十七日

○厚生労働省告示第四百五十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の名称を同表の下欄に掲げる日をもって同表の中欄に掲げる名称に変更することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十三年十二月六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

変更前の名称	変更後の名称	変更年月日
大和紡績健康保険組合	ダイワボウ健康保険組合	平成二十四年一月一日
サノヤス・ヒシノ明昌健康保険組合	サノヤス健康保険組合	平成二十四年一月四日
神戸港湾健康保険組合	サニーピア健康保険組合	平成二十四年四月一日

○厚生労働省告示第四百五十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十三年十二月六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
三菱UFJ証券グループ健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区丸の内二丁目五番二号	東京都文京区目白台三丁目二十九番二十号	平成二十三年七月十一日
三機工業健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区日本橋室町四丁目一番二十二号	東京都中央区明石町八番一号	平成二十三年九月十九日
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構健康保険組合	主たる事務所	東京都港区芝公園二丁目十一番一号	東京都港区芝公園二丁目四番一号	平成二十三年九月二十六日
渡辺パイプ健康保険組合	主たる事務所	東京都墨田区亀沢一丁目四番七号	東京都中央区築地五丁目六番十号	平成二十三年九月二十六日
日本冶金工業健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区日本橋三丁目十三番五号	東京都中央区京橋一丁目五番八号	平成二十三年十月一日
セイコー健康保険組合	主たる事務所	東京都江東区新大橋一丁目十二番十三号	東京都港区虎ノ門二丁目八番十号	平成二十三年十月三日
東京スター銀行健康保険組合	主たる事務所	東京都港区赤坂一丁目六番十六号	東京都港区赤坂二丁目三番五号	平成二十三年十月六日
片倉健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区銀座一丁目十九番七号	東京都中央区明石町六番四号	平成二十三年十月二十一日
モトローラ健康保険組合	主たる事務所	東京都品川区大崎二丁目一番一号	東京都目黒区下目黒一丁目八番一号	平成二十三年十一月一日
日鐵住金溶接工業健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区築地四丁目七番五号	東京都江東区東陽二丁目四番二号	平成二十三年十一月七日
公文健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市淀川区西中島五丁目六番六号	大阪府大阪市北区梅田一丁目二番二号	平成二十四年一月二十三日